

第33回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和2年2月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第33回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、久保信雄、長竹武男、菊地榮太郎、仁木 肇、尾崎文一、嶋田重雄、柏瀬正雄、入江泰三、堀江 充、萩原晴夫、齋藤 幹、半田昌平、岡村奏一、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、椽本啓治

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 日下部 純、主査 須釜和彦、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。 欠席委員は6番 遠藤茂太委員であります。 なお、推進委員の出席は18名です。
議長	次に、本日の議事日程について報告いたします。 日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第3 議案第1号から議案第3号について 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 議案第3号 農用地利用配分計画(案)に係る市長からの協議について 以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第33回足利市農業委員会総会を開会いたします。

議長 【午前9時35分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議長 議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

議長 5番 森山進平委員、12番 桐生さとみ委員を指名いたします。

議長 ご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

議長 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。

主査 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

主査 まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が2筆、面積が980㎡となっております。

主査 続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が29件、筆数が43筆、面積が11,844.99㎡となっております。

主査 合計いたしまして件数が31件、筆数が45筆、面積が12,824.99㎡となっております。

主査 また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから9ページに記載されております。

議長 以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

議長 続いて日程第3に入ります。

議長 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

主査 議案書の10ページをお開きください。

主査 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

主査 2月の申請件数は24件のうち太陽光が17件、住宅が4件、資材置場1件、駐車場1件、農家住宅の敷地拡張が1件となりました。

では、説明に入ります。

1番、申請地は松田町地内の田、783㎡ほか1筆、計1,933㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の53ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が54ページから61ページに載せてありますので、ご覧ください。

なお、事務局による事前調査を2月12日に実施しており、その時の写真はご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

議案書の10ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は月谷町内の雑種地、現況は田65㎡ほか3筆、計1,020㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル360枚を597.6㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の62ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地調査時の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書の10ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は月谷町地内の田、面積453㎡外1筆、計945㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル288枚を480.96㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の63ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地はご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

では、議案書11ページをお開きください。

4番、申請地は月谷町地内の田、1044㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル348枚を581.16㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の64ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧くださいのとおりです。

では、議案書11ページにお戻りください。

5番、申請地は田島町地内の田、829㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル216枚を419㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の65ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧くださいのとおりです。

では、議案書11ページにお戻りください。

6番、申請地は樺崎町地内の田、235㎡ほか1筆、計1,026㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル280枚を476㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の66ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧くださいのとおりです。

では、議案書11ページにお戻りください。

7番、申請地は大月町地内の田、面積330㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積92.74㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の贈与、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、譲渡人と譲受人は、叔父と甥の関係です。

続きまして、議案書の67ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧くださいのとおりです。

では、議案書11ページにお戻りください。

8番、申請地は名草中町地内の畑、158㎡ほか1筆、計1,405㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル336枚を567.

59 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の68ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。

では、議案書12ページをお開きください。

9番、申請地は名草下町地内の畑、740 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル232枚を459.36 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の69ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。

では、議案書12ページにお戻りください。

10番、申請地は名草下町地内の田、712 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル184枚を364.32 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の70ページをご覧ください。10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。

では、議案書12ページにお戻りください。

11番、申請地は名草下町地内の田、523 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル148枚を293.04 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の71ページをご覧ください。11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。

では、議案書12ページにお戻りください。

12番、申請地は名草下町地内の畑、323 m²ほか1筆、計633 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル200枚を396㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、12番の調査書は議案書の72ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。

では、議案書12ページにお戻りください。

13番、申請地は名草下町地内の畑、144㎡外2筆、計1,280㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル320枚を534.4㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、13番の調査書は議案書の73ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。

では、議案書13ページをお開きください。

14番、申請地は名草下町地内の田、995㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル320枚を534.4㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の74ページをご覧ください。14番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。

では、議案書13ページにお戻りください。

15番、申請地は多田木町地内の畑、面積411㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積115.93㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第1種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、譲渡人は祖父、譲受人は孫です。

続きまして、議案書の75ページをご覧ください。15番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。

では、議案書13ページにお戻りください。

16番、申請地は松田町地内の田、1,540㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の76ページをご覧ください。16番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧ください。

では、議案書13ページにお戻りください。

17番、申請地は松田町地内の田、1,859㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル440枚を734.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の77ページをご覧ください。17番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧ください。

では、議案書13ページにお戻りください。

18番、申請地は松田町地内の田、72㎡ほか3筆、計692㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル240枚を400.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

18番の調査書は議案書の78ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧ください。

では、議案書14ページをお開きください。

19番、申請地は板倉町地内の田、312㎡を資材置場として利用するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

議案書の79ページをご覧ください。19番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧ください。

では、14ページにお戻りください。

20番、申請地は葉鹿町地内の畑、面積17㎡を農家住宅の敷地として拡張するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

こちらの調査書は、80ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。

では議案書の14ページにお戻りください。

21番、申請地は堀込町地内の田、面積419㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積146.99㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第3種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農水省通知「農地法の運用について」の第2の1の(1)のエの(a)のaの(a)です。

続きまして、議案書の81ページをご覧ください。21番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。

では、議案書14ページにお戻りください。

22番、申請地は羽刈町地内の畑452㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積84.46㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の82ページをご覧ください。22番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。

では、議案書14ページにお戻りください。

23番、申請地は久保田町地内の田、1216㎡を駐車場として利用するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、83ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書15ページをお開きください。

24番、申請地は野田町地内の畑、面積591㎡ほか3筆、計746㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル252枚を425㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

24番の調査書は、84ページとなっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。

以上、5条許可申請24件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 星野委員。

8番

8番 星野です。

実情調査の結果を報告します。

資料の54ページをご覧下さい。

調査年月日は令和2年2月17日、月曜日、午前9時から、調査班は私を班長といたしまして、小山委員、亀田委員、本島委員、長谷川職務代理の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略します。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業拡大を目的に、申請地を太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

申請地周辺において、申請人と、そのグループ会社が太陽光発電事業を営んでおり、管理運営を一括して行うことができるため、申請地を選んだとのことです。

事業費用は、当該申請を含む同時申請6件分を、自己資金で賄います。また、申請地の一部が土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に該当するため、市再生可能エネルギー条例に基づき、境界をのり面に仕上げ、雨水の流出防止に備えるほか、1筆ごとに、勾配を設けたうえで素掘りの浸透槽を設置します。なお、同条例の事前協議と許可申請は済んでいます。

当該地域は、農地から太陽光発電事業地への転換が進んでいますが、下流に農地が存在するため、現状の水路維持だけでなく、同業者の手本となるように、水路周辺の雑草管理と水路維持に努めてほしいとお願いしたところ、了承いただきました。

なお、周辺住民への事業概要の説明については、市条例の規定により、実施済みとのことでした。

申請地は、東側は山林、北側は田および太陽光発電設備用地、西側は宅地および太陽光発電設備用地、南側は太陽光発電設備用地で、周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、松田町中部の第2種農地であり、申請人の実情から、

転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長
推進委員 当日立会いただきました、担当地区推進委員から意見等ございますか。
特にありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。
続いて2番から24番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

長谷川委員。

9番 9番 長谷川です。

21番と22番の第3種農地と第2種農地の判断を分ける基準を伺いたい。

議長 事務局お願いします。

主査 第3種農地の基準として、市街化区域内もしくは市街地化の著しい区域にある農地ということになりまして、法令の中で水管、下水管、またはガス管の2種以上が埋設されているという明記があります。これに基づきまして、堀里についてはそれらが確認されておりますので、判断を第3種農地と判断させていただきます。羽刈町に関しましては、それらはありませんので第2種農地となります。

議長 他に意見はありますか。

桐生委員。

12番 12番桐生です。6番の太陽光の案件について現地の除草作業と水路の管理方法について伺います。

主査 申請人の事業計画によりますと、月1回は現地確認と点検に来ることとなっており、また雑草対策については防草シートを敷設するほか管理会社が6月から10月頃にかけて5回程度除草作業を行い配慮したいという計画となっております。

12番 水路が上村堰で私が管理しているものですから、お伺いしました。個人ではなく管理会社が除草を行うのですね。

主査 はい。太陽光の業者にはエリアが広くなればなるほど水路が入ってくるので、水路の管理もできるだけお願いしたいという指導をしています。また了解いただけた場合は事業計画に追記していただいています。

8番 8番星野です。23番の案件については売買ということですが、西側の駐車場は既に売買がされていますか。

主査 説明不足で申し訳ありません。西側の駐車場については現在借りておりま

すが、今回許可が出ればそれに合わせて購入したいという意向と伺っております。

議長 2つの駐車場はそれぞれ独立した駐車場となっており、直接工場への出入りはできない。前回の調査会で直接工場へ出入りするという計画であったため保留とした経緯があります。それでは都市計画法の許可が下りない。それで都市計画課と相談し出入口に鍵をかけ出入りしないということを条件に許可することとした訳です。法律が色々あるのでなかなか難しいです。

議長 他に意見はありませんか。18番の写真を今一度お願いします。(スクリーンに投影)北側農地で畑やっているようなのですが、周辺農地への影響はないですか。日影が出ないかどうか。

主査 こちらはパネルの高さが1,600mmとさほど高くはないのですが、北側に畑が残っています。この畑の所有者が今回のこの太陽光の申請人でもありますのでトラブルや影響はないと考えます。通常は、必ず説明に行って承諾をもらって来るよう指導しています。パネルの高さが2mや1,800mmの高さで、畑や住宅がある場合はパネルの高さを下げるよう指導もしております。

議長 はい、分かりました。他に意見はありますか。

推進委員の皆さんはどうですか。

入江委員。

推進委員 19番の案件ですが、分家住宅用地として取ってある場所だと思いますが、資材置場は可能ですか。

主幹 土地改良事業で分家住宅用地として作られた区域であると聞いておりますが、土地改良事業終了後8年経過した後は住宅用地ではあっても一般農地と同様第3者が住宅用地以外に使っても差し支えないという取り扱いをしています。

議長 他に意見はございますか。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、2番から24番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の16ページをお開きください。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和2年2月28日公告分であります。

議案書の17ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定(利用権設定)が、30件で面積96,241㎡です。

続きまして所有権移転は4件で、面積12,058㎡です。

初めに貸借権設定についてですが、詳細が18ページから26ページに記

載されておりますのでご覧ください。

なお、貸借権設定の申請番号1番と2番の新規就農者の案件については、2月17日開催の運営委員会で審議いただき、承認をいただいておりますのでご報告させていただきます。

続きまして、所有権移転についてですが、27ページをお開きください。

1番、申請地は鷗木町地内の田、面積1,074㎡他1筆、計2,933㎡で、売買価格は総額で84万円です。

続きまして2番、申請地は多田木町地内の田、面積1,253㎡で、売買価格は36万円です。

3番、申請地は羽刈町地内の田、面積3,864㎡で、売買価格は136万4,682円です。

4番、申請地は野田町地内の田、現況ハウスで、面積1,626㎡他1筆で、計4,008㎡です。祖父から孫への贈与の案件です。

いずれも、審議の後、承認をいただきましたら、2月28日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番及び2番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

5番 森山運営委員長。

5番

5番 運営委員長の森山です。

新規就農について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、新規就農者の農地の利用権設定に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、令和2年2月17日、月曜日、午後2時05分から、運営委員4名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は邑楽町町内の太陽光発電設備への転用地で設備設置までの2年間キャッサバを生産した経験があり、邑楽町のキャッサバ組合にも加入しており、栽培技術も十分あるため足利市内に農地が借りられたら拠点を足利市内に移りたいとのことでした。将来的にはハウスを借りてイチゴ栽培もやりたいとの話も聞くことができ、申請人に栽培作物への十分な知識や営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】
議長 異議なしと認め、議案第2号 1番及び2番はそのように決定いたしました。
続いて3番を上程いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、9番 長谷川委員の退席を求めます。
【午前10時53分 退席】
議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】
議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】
議長 異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、長谷川委員の出席を求めます。
【午前10時57分 出席】
議長 続いて、4番から30番及び所有権移転を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
【意見なし】
議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】
議長 異議なしと認め、4番から30番及び所有権移転はそのように決定いたしました。
ここで、次の案件説明のため、農政課職員の出席を求めます。
【午前10時58分 出席】
議長 引き続き、議案第2号 農用地利用集積計画の中間管理事業分の決定についてを議題といたします。
市当局の説明を求めます。
農政課 議案書の28ページをお開きください。
議案第2号、農地中間管理事業に係る、農用地利用集積計画の決定についてです。
説明の前に、議案書29ページの議案総括表の記載内容に一部誤りがありましたので、お伝えいたします。
総括表の欄中、面積が91,535㎡とありますが、正しくは92,360㎡となります。お詫びして、訂正をお願いいたします。
それでは、ご説明いたします。貸借権（利用権）設定が、20件68筆、面積92,360㎡で、筑波地区、久野地区、梁田地区、における農地集積及び集約となります。詳細は30ページから36ページに記載しております。
審議の後、承認をいただきましたら、本日、2月25日付で公告の手続きを行います。

以上、よろしく申し上げます。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（中間管理事業分）はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用配分計画（案）に係る市長からの協議についてを議題といたします。

市当局の説明を求めます。

農政課 では、議案書の37ページをお開きください。

議案第3号、農地中間管理事業関連、農用地利用配分計画（案）に係る市長からの協議について、ご説明いたします。

38ページをご覧ください。本議案の総括表となります。

農地中間管理事業における、農用地利用配分計画（案）が、15件（73筆）、面積99,022㎡です。詳細については、議案書39ページから43ページに記載しております。なお、申請番号2の、4筆のうち2筆、1,883㎡については、中間管理権設定済みの農地の耕作者変更です。また申請番号10の、3筆のうち1筆、654㎡、申請番号11の1筆、1,276㎡、申請番号15の1筆、2,849㎡についても、同じく中間管理権設定済みの農地の耕作者変更です。このため、配分計画では、先程ご審議いただいた中間管理権の新規設定のみの利用集積計画と筆数、面積は一致しません。

ご審議をいただいた後、その意見を付して、本計画（案）を栃木県農業振興公社へ提出することとなります。

以上、よろしく申し上げます。

議長 本件は先に1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により8番 星野委員、9番 長谷川委員の退席を求めます。

【午前11時03分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用配分計画（案）に係る市長からの協議についてはそのように承認いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、星野委員、長谷川委員の出席を求めます。

【午前11時04分 出席】

議長 続いて、3番から15番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、3番から15番はそのように承認いたしました。

ここで、農政課職員は退席となります。

【午前11時05分 退席】

議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第33回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時06分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月25日

足利市農業委員会

5番委員

12番委員